

第4章 高等学校教諭の免許状

第1節 大学における養成により高等学校教諭の免許状の授与を受ける方法

大学における養成により高等学校教諭の免許状の授与を受けようとする者は、第16表の基礎資格と単位の修得により、高等学校教諭の専修免許状又は一種免許状の授与を受けることができます。

1 第16表（免許法別表第1関係）

免 許 状 の 種 類			専修免許状		一種免許状			
基 礎 資 格			修 士 ※1		学 士 ※2			
施行規則第66条の6に定める科目			日本国憲法、体育、外国語コミュニケーション、 「数理、データ活用及び人工知能に関する科目」 又は「情報機器の操作」 各2単位 ※3		8 8			
教 科 及 び 教 諭	科 目		左 項 の 各 科 目 に 含 め る こ と が 必 要 な 事 項		最 低 修 得 単 位 数			
	第 二 欄	教科及び教科の指導法に関する科目 ※4	教科に関する専門的事項 ※5		2 4 2 4			
			各教科の指導法（情報通信技術の活用を含む。） ※6		4 4			
	第 三 欄	教育の基礎的理解に関する科目 ※4	教育の理念並びに教育に関する歴史及び思想		1 0 (4) 1 0 (4)			
			教職の意義及び教員の役割・職務内容（チーム学校運営への対応を含む。）					
			教育に関する社会的、制度的又は経営的事項（学校と地域との連携及び学校安全への対応を含む。）					
			幼児、児童及び生徒の心身の発達及び学習の過程					
			特別の支援を必要とする幼児、児童及び生徒に対する理解 ※7		1 1			
			教育課程の意義及び編成の方法（カリキュラム・マネジメントを含む。）					
	第 四 欄	道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目 ※4	総合的な探求の時間の指導法		8 (5) 8 (5)			
			特別活動の指導法					
			教育の方法及び技術					
			情報通信技術を活用した教育の理論及び方法 ※8				1 1	
			生徒指導の理論及び方法					
			教育相談（カウンセリングに関する基礎的な知識を含む。）の理論及び方法					
			進路指導及びキャリア教育の理論及び方法					
	第 五 欄	教育実践に関する科目 ※4	教育実習（事前及び事後の指導の1単位を含む。） ※9		3 (2) 3 (2)			
			教職実践演習		2 2			
第 六 欄	大学が独自に設定する科目 ※10 ※11 ※12			3 6 1 2				
合 計			8 3		5 9			

2 基礎資格について

専修免許状	修士の学位を有すること（大学（短期大学を除く。）の専攻科又は大学院の課程に1年以上在学し、30単位以上修得した場合を含む。）。	※1
一種免許状	学士の学位を有すること（学校教育法第102条第2項の規定により大学院への入学を認められる場合を含む。）。	※2

3 修得単位について

(1) 修得単位全般

- ア 教科及び教職に関する科目の単位は、高等学校の教諭の免許状の認定課程を有する大学において修得しなければならない。（免許法別表第1備考第5号）
- イ 日本国憲法等の単位は、教員免許の認定課程を有しない大学においても修得することができる。

※3

(2) 教科及び教職に関する科目

- ア 第二欄から第五欄の単位は、各科目に含めることが必要な事項の全てにわたって修得するものとする。
- イ 第二欄の「教科に関する専門的事項」の単位の修得方法は、P60～61の表に掲げる免許教科の種類に応じ、各科目について一般的包括的内容を含むものをそれぞれ1単位以上修得するものとする。（施行規則第5条の表備考第1号）
- ウ 第二欄の「各教科の指導法」に関する科目の単位の修得方法は、受けようとする免許教科について、4単位以上を修得するものとする。（施行規則第4条の表備考第6号）
- エ 第三欄の「特別の支援を必要とする幼児、児童及び生徒に対する理解」の単位については、1単位以上を修得するものとする。（施行規則第2条の表備考第3号）
- オ 第四欄の「情報通信技術を活用した教育の理論及び方法」の単位の修得方法は、1単位以上を修得するものとする。（施行規則第3条第1項の表備考第4の2号）
- カ 教育実習の単位は、中学校（義務教育学校の後期課程、中等教育学校の前期課程並びに特別支援学校の中学部を含む。）又は高等学校（中等教育学校の後期課程並びに特別支援学校の高等部を含む。）において、教員として1年以上良好な成績で勤務した旨の実務証明責任者の証明を有する者については、経験年数1年について1単位の割合で、第二欄（各教科の指導法に関する科目に限る。）又は第三欄、第四欄若しくは第五欄（教育実習を除く。）の単位をもって、これに替えることができる。（施行規則第4条の表備考第8号）
- キ 数学、理科、音楽、美術、工芸、書道、農業、商業、水産及び商船の各教科についての免許状については、当分の間、第二欄（各教科の指導法に関する科目に限る。）又は第三欄、第四欄若しくは第五欄の科目等の単位数のうちその半数までの単位は、当該免許状に係る教科に関する専門的事項に関する科目について修得することができる。この場合において、各教科の指導法に関する科目にあっては1単位以上、その他の科目にあっては括弧内の数字以上の単位を修得するものとする。（施行規則第5条の表備考第5号）
- ク 工業の普通免許状の授与を受ける場合は、当分の間、第二欄（各教科の指導法に関する科目に限る。）又は第三欄、第四欄若しくは第五欄の科目等の全部又は一部の単位は、工業の教科に関する専門的事項に関する科目について修得することができる。（施行規則第5条の表備考第6号）

※4

※5

※6

※7

※8

※9

(3) 大学が独自に設定する科目

- ア 専修免許状に係る単位数のうち、一種免許状に係る単位数を差し引いた単位数については、大学院の課程又は大学（短期大学を除く。）の専攻科の課程において修得するものとする。（免許法別表第1備考第7号）
- 専修免許状の授与を受ける場合は、第二欄又は第三欄、第四欄若しくは第五欄若しくは指定大学が加える科目等の単位を修得するものとする。（施行規則第2条の表備考第14号）
- イ 一種免許状又は二種免許状の授与を受ける場合は、第二欄又は第三欄、第四欄若しくは第五欄若しくは指定大学が加える科目等又は大学が加えるこれらに準ずる科目の単位を修得するものとする。（施行規則第2条の表備考第14号）
- ウ 専修免許又は一種免許状授与の所要資格を得る場合は、「教科及び教科の指導法に関する科目」は8単位まで、「教育の基礎的理解に関する科目」は6単位まで、「道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目」は4単位まで、「指定大学が加える科目」をもってあてることができる。（施行規則第2条の表備考第14号第15号）

※10

※11

※12

(4) 単位の流用

次表左欄の科目の単位は、同右欄の単位数を限度に、幼稚園、小学校又は中学校の教諭の普通免許状の授与を受ける場合の単位をあてることができる。（施行規則第5条の表備考第4号）

		幼稚園、小学校又は中学校の教諭の普通免許状の授与を受ける場合の単位
第三欄	教育の基礎的理解に関する科目	8単位
第四欄	道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目	2単位
第五欄	教育実習	2単位
	教職実践演習	2単位

施行規則第5条の表備考第1号の表

国語	地理歴史	公民
・国語学（音声言語及び文章表現に関するものを含む。） ・国文学（国文学史を含む。） ・漢文学	・日本史 ・外国史 ・人文地理学・自然地理学 ・地誌	・「法学（国際法を含む。）、政治学（国際政治を含む。）」 ・「社会学、経済学（国際経済を含む。）」 ・「哲学、倫理学、宗教学、心理学」

数 学	理 科	音 楽
・代数学 ・幾何学 ・解析学 ・「確率論、統計学」 ・コンピュータ	・物理学 ・化学 ・生物学 ・地学 ・「物理学実験、化学実験、生物学実験、地学実験」	・ソルフェージュ ・声楽（合唱及び日本の伝統的な歌唱を含む。） ・器楽（合奏及び伴奏並びに和楽器を含む。） ・指揮法 ・音楽理論・作曲法（編曲法を含む。）・音楽史（日本の伝統音楽及び諸民族の音楽を含む。）

美 術	工 芸	書 道
・絵画（映像メディア表現を含む。） ・彫刻 ・デザイン（映像メディア表現を含む。） ・美術理論・美術史（鑑賞並びに日本の伝統美術及びアジアの美術を含む。）	・図法・製図 ・デザイン ・工芸制作（プロダクト制作を含む。） ・工芸理論・デザイン理論・美術史（鑑賞並びに日本の伝統工芸及びアジアの工芸を含む。）	・書道（書写を含む。） ・書道史 ・「書論、鑑賞」 ・「国文学、漢文学」

保 健 体 育	保 健	看 護
・体育実技 ・「体育原理、体育心理学、体育経営管理学、体育社会学、体育史」・運動学（運動方法学を含む。） ・生理学（運動生理学を含む。） ・衛生学・公衆衛生学 ・学校保健（小児保健、精神保健、学校安全及び救急処置を含む。）	・「生理学、栄養学、微生物学、解剖学」 ・衛生学・公衆衛生学 ・学校保健（小児保健、精神保健、学校安全及び救急処置を含む。）	・「生理学、生化学、病理学、微生物学、薬理学」 ・看護学（成人看護学、老年看護学及び母子看護学を含む。） ・看護実習

家 庭	情 報	農 業
・家庭経営学（家族関係学及び家庭経済学を含む。） ・被服学（被服実習を含む。） ・食物学（栄養学、食品学及び調理実習を含む。） ・住居学 ・保育学	・情報社会（職業に関する内容を含む。）・情報倫理 ・コンピュータ・情報処理 ・情報システム ・情報通信ネットワーク ・マルチメディア表現・マルチメディア技術	・農業の関係科目 ・職業指導

工 業	商 業	水 産
・工業の関係科目 ・職業指導	・商業の関係科目 ・職業指導	・水産の関係科目 ・職業指導

福 祉	商 船	職 業 指 導
・社会福祉学（職業指導を含む。） ・高齢者福祉・児童福祉・障害者福祉 ・社会福祉援助技術 ・介護理論・介護技術 ・社会福祉総合実習（社会福祉援助実習及び社会福祉施設等における介護実習を含む。） ・人体構造に関する理解・日常生活行動に関する理解 ・加齢に関する理解・障害に関する理解	・商船の関係科目 ・職業指導	・職業指導 ・職業指導の技術 ・職業指導の運営管理

英 語	宗 教
・英語学 ・英語文学 ・英語コミュニケーション ・異文化理解	・宗教学 ・宗教史 ・「教理学、哲学」

- 備考 1 教科に関する専門的事項に関する科目は、一般的包括的な内容を含むものでなければならない。
- 2 英語以外の外国語の教科に関する科目の単位の修得方法は、それぞれ英語の場合の例によるものとする。
- 3 「 」内に表示された教科に関する科目の単位の修得は、当該教科に関する科目の1以上にわたって行うものとする。
ただし、「農業、工業、商業、水産」の修得方法は、これらの科目のうち2以上の科目（商船をもつて水産と替えることができる。）について、それぞれ2単位以上を修得するものとする。

第2節 教育職員検定により上級の高等学校教諭の免許状の授与を受ける方法

高等学校教諭一種免許状又は高等学校助教諭臨時免許状を有する者は、これらの免許状を基礎免許状として、第17表の在職年数と単位の修得により教育職員検定に合格すると、それぞれ高等学校教諭の専修免許状又は一種免許状の授与を受けることができます。

1 第17表（免許法別表第3）

免 許 状 の 種 類			専修免許状	一種免許状												施行規則第11条第1項の表備考第3号及び第12条 (大学に3年以上在学し93単位以上修得したもの)					
基 礎 免 許 状			一種免許状	臨時免許状																	
基礎免許状を取得後、高等学校の教員として良好な成績で勤務した在職年数			3年	5年	6	7	8	9	10	11	12	3年	4	5	6						
教 科 及 び 職	科 目		左項の各科目に含めることが必要な事項	最 低 修 得 単 位 数																	
	第 二 欄	教科及び教科の指導法に関する科目	教科に関する専門的事項（P 6 0～6 1の表に掲げる免許教科に応じた各科目）※1		10	9	8	7	6	5	4	3	5	5	4	3					
			各教科の指導法（情報通信技術の活用を含む。）		5	5	5	5	4	3	3	2	4	3	3	2					
	第 三 欄	教育の基礎的理解に関する科目	教育の理念並びに教育に関する歴史及び思想																		
			教職の意義及び教員の役割・職務内容（チーム学校運営への対応を含む。）																		
			教育に関する社会的、制度的又は経営的事項（学校と地域との連携及び学校安全への対応を含む。）		4	3	3	3	3	3	3	3	2	3	3	3	2				
			幼児、児童及び生徒の心身の発達及び学習の過程																		
			特別の支援を必要とする幼児、児童及び生徒に対する理解																		
			※2	教育課程の意義及び編成の方法（カリキュラム・マネジメントを含む。）																	
	第 四 欄	道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目	総合的な探求の時間の指導法																		
			特別活動の指導法																		
			教育の方法及び技術																		
			情報通信技術を活用した教育の理論及び方法		2	2	1	1	1	1											
			生徒指導の理論及び方法																		
			※2	教育相談（カウンセリングに関する基礎的な知識を含む。）の理論及び方法																	
	第 五 欄	教育実践に関する科目	進路指導及びキャリア教育の理論及び方法																		
			教職実践演習		1	1	1														
			小 計		12	11	10	9	8	7	6	4	7	6	6	4					
	第 六 欄	大学が独自に設定する科目	※3 ※4	15	8	8	8	8	7	6	5	3	8	6	5	3					
			※5		15	12	9	6	4	2			5	3							
最低修得単位数（基礎免許状を取得後、修得することを必要とする単位）			15	45	40	35	30	25	20	15	10	25	20	15	10						

2 在職年数の算定について

在職年数は、基礎免許状を取得後、高等学校（中等教育学校の後期課程並びに特別支援学校の高等部を含む。）の当該免許状に係る教科を担当する教員として良好な成績で勤務した年数とする。

(1) 教員としての在職年数に含めることができる教育の職 (施行規則第68条)

次に掲げる職務に従事した期間は、一種免許状の授与を受けようとする場合で、最低在職年数を超える在職年数に含めることができる。

ア 校長又は副校長（在職した学校の種類を問わない。）

イ 教頭（在職した学校の種類を問わない。）

ウ 教育長

エ 指導主事

オ 社会教育主事

(2) 教員としての在職年数に含めることができない期間 (施行規則第70条)

次に掲げる期間は、教員としての在職年数に含めることができない。

ア 休職の期間

イ 引き続き90日以上 の休暇又は休業の期間（ただし、産前及び産後の休暇の期間は在職年数に含めることができる。）

ウ 非常勤講師として勤務した期間

3 修得単位について

(1) 修得単位全般

基礎免許状を取得後、大学において修得するほか、次に掲げる方法により修得した単位をもって替えることができる。 (免許法別表第3備考第6号)

ア 文部科学大臣の認定する講習（免許法認定講習）

イ 文部科学大臣の認定する大学の公開講座（免許法認定公開講座）

ウ 文部科学大臣の認定する通信教育（免許法認定通信教育）

(2) 教科に関する専門的事項に関する科目

修得すべき単位数	右記以外の教科	農業、工業、商業、 水産、商船	看護
9単位以上	全ての科目について修得する		
8単位又は7単位	3以上の科目について 修得する	1以上の科目について 修得する	2以上の科目について 修得する
6単位以下	2以上の科目について 修得する		

※1

(3) 第三欄、第四欄に関する科目

修得すべき単位数	修得単位の内訳
3単位以上	2以上の事項を含み修得する
2単位以下	1以上の事項を含み修得する

※2

(4) 大学が独自に設定する科目

ア 専修免許状に係る単位については、大学院の課程又は大学（短期大学を除く。）の専攻科の課程において修得するものとする。 (免許法別表第3備考第4号)

専修免許状の授与を受ける場合の大学が独自に設定する科目の単位のうち3単位までは、第二欄（各教科の指導法に関する科目に限る。）又は第三欄、第四欄若しくは第五欄の科目等に準ずる科目の単位をもって、これに替えることができる。 (施行規則第11条第1項の表備考第1号)

専修免許状の授与を受ける場合は、第二欄又は第三欄、第四欄若しくは第五欄の科目等の単位を修得するものとする。 (施行規則第2条の表備考第14号)

※3

イ 一種免許状の授与を受ける場合は、第二欄又は第三欄、第四欄若しくは第五欄の科目等の単位を修得するものとする。 (施行規則第2条の表備考第14号)

※4

(5) その他

その他の単位を修得するに当たっては、幅広く深い教養を身に付けるよう努めなければならない。

(施行規則第11条第2項) ※5

第3節 教育職員検定により他の教科の高等学校教諭の免許状の授与を受ける方法

高等学校教諭の1以上の教科の普通免許状を有する者は、これらの免許状を基礎免許状として、第18表の単位の修得により教育職員検定に合格すると、他の教科の高等学校教諭の普通免許状の授与を受けることができます。

1 第18表（免許法別表第4）

免許状の種類				専修免許状		備考 第 4 号	一種免許状
				※4			
基礎免許状				専修免許状		専修免許状 又は 一種免許状	
教科 及 び 教 職	科目		左項の科目に含めることが必要な事項	最低修得単位数			
	第 二 欄	教科及び教科の指導法に関する科目	教科に関する専門的事項 (P 6 0 ～ 6 1 の表に掲げる免許 教科に応じた各科目)	2 0		2 0	
			※1				
		各教科の指導法（情報機器 及び教材の活用を含む。）	4		4		
	※2						
第 六 欄	大学が独自に設定する科目		2 4	2 4			
			※3				
合 計				4 8	2 4	2 4	

2 修得単位について

(1) 修得単位全般

大学において修得するほか、次に掲げる方法により修得した単位をもって替えることができる。

(免許法別表第3備考第6号)

なお、単位の修得時期は、基礎免許状の取得以前以後を問わない。

ア 文部科学大臣の認定する講習（免許法認定講習）

イ 文部科学大臣の認定する大学の公開講座（免許法認定公開講座）

ウ 文部科学大臣の認定する通信教育（免許法認定通信教育）

(2) 教科及び教職に関する科目

ア 教科に関する専門的事項に関する科目の単位の修得方法は、P 6 0～6 1の表に掲げる免許教科の種類に応じ、各科目について一般的包括的内容を含むものをそれぞれ1単位以上修得するものとする。

※1

イ 各教科の指導法に関する科目の単位の修得方法は、受けようとする教科ごとに修得するものとする。

※2

(施行規則第15条の表備考第2号)

(3) 大学が独自に設定する科目

専修免許状に係る単位については、大学院の課程又は大学（短期大学を除く。）の専攻科の課程において修得するものとする。

(免許法別表第4備考第2号)

専修免許状の授与を受ける場合は、P 5 8の第16表の第二欄又は第三欄、第四欄若しくは第五欄の科目等の単位を修得するものとする。

(施行規則第2条の表備考第14号)

※3

3 備考第4号の適用者について

専修免許状の授与を受けようとする者が、当該他の教科について的一种免許状を有するときは、専修免許状の項に定める単位数から一种免許状の項に定める単位数を差し引くものとする。

(免許法別表第4備考第4号)

※4

第4節 教育職員検定により実習の高等学校教諭の免許状の授与を受ける方法

看護実習、家庭実習、情報実習、農業実習、工業実習、商業実習、水産実習、福祉実習又は商船実習の高等学校教諭の免許状の授与を受けようとする者は、第19表の定めるところにより教育職員検定に合格すると、実習についての高等学校教諭の専修免許状又は一種免許状の授与を受けることができます。

1 第19表（免許法別表第5及び附則第9項）

免 許 状 の 種 類			専修免許状	一種免許状							
			別表第 5	別表第 5			附則第 9 項				
基礎資格 1			一種免許状		臨時免許状						
基礎免許状を取得後、高等学校において当該実習を担当する教員として良好な成績で勤務した在職年数			3 年		3 年						
基礎資格 2				イ	ロ	イ	ロ	ハ	ニ		
基礎資格 3 を取得後、高等学校において当該実習を担当する教諭の職務を助ける職員として良好な成績で勤務した在職年数				0 年		3 年	3	6	3		
			※1		※2	※3	※4	※5			
教 科 及 び 教 職 員	科 目	左項の各科目に含めることが必要な事項		最 低 修 得 単 位 数							
	第 二 欄	教科及び教科の指導法に関する科目	看護、家庭、情報、農業、工業、商業、水産、福祉、商船の教科に応じた各科目			5	5				
	第 三 欄	教育の基礎的理解に関する科目	教育の理念並びに教育に関する歴史及び思想			3	3				
			教職の意義及び教員の役割・職務内容（チーム学校運営への対応を含む。）								
			教育に関する社会的、制度的又は経営的事項（学校と地域との連携及び学校安全への対応を含む。）								
			幼児、児童及び生徒の心身の発達及び学習の過程								
			特別の支援を必要とする幼児、児童及び生徒に対する理解								
	※7	教育課程の意義及び編成の方法（カリキュラム・マネジメントを含む。）									
	第 二 欄	教科及び教科の指導法に関する科目	※7	各教科の指導法（情報通信技術の活用を含む。）							
	第 四 欄	道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目	総合的な探求の時間の指導法			2	2				
特別活動の指導法											
教育の方法及び技術											
情報通信技術を活用した教育の理論及び方法											
生徒指導の理論及び方法											
教育相談（カウンセリングに関する基礎的な知識を含む。）の理論及び方法											
※7	進路指導及びキャリア教育の理論及び方法										
第 五 欄	教育実践に関する科目	※7	教職実践演習								
小 計					5	5					
第 六 欄	大学が独自に設定する科目	※8	15								
合 計 （基礎免許状又は基礎資格 3 を取得後、修得が必要な単位）			15	0	10	10					

2 基礎資格について

基礎資格 3	別表第 5	イ 大学において P 6 0 ～ 6 1 の表に掲げる教科の実習に係る実業に関する学科を専攻して、学士の学位を有し（学校教育法第 1 0 2 条第 2 項の規定により大学院への入学を認められる場合を含む。）、1 年以上その学科に関する実地の経験を有し、技術優秀と認められること。	※ 1
	附則第 9 項	イ 大学において P 6 0 ～ 6 1 の表に掲げる教科の実習に係る実業に関する学科を専攻し、短期大学士の学位を有すること又は文部科学大臣がこれと同等以上と認める資格を有すること（大学に 2 年以上在学し、P 6 0 ～ 6 1 の表に掲げる実習に係る実業に関する学科を専攻し、6 2 単位以上修得すること。）。	※ 2
		ロ 高等専門学校において P 6 0 ～ 6 1 の表に掲げる教科の実習に係る実業に関する学科を専攻し、学校教育法第 1 2 1 条に定める準学士の称号を有すること。	※ 3
		ハ 高等学校（中等教育学校の後期課程を含む。）において P 6 0 ～ 6 1 の表に掲げる教科の実習に係る実業に関する学科を修めて卒業すること又は文部科学大臣がこれと同等以上と認める資格を有すること。	※ 4
		ニ 9 年以上 P 6 0 ～ 6 1 の表に掲げる教科の実習に関する実地の経験を有すること。	※ 5

3 在職年数の算定について

在職年数は、基礎免許状又は基礎資格 3 を取得後、高等学校（中等教育学校の後期課程並びに特別支援学校の高等部を含む。）において当該実習を担当する教員（又は当該実習を担当する教諭の職務を助ける職員）として良好な成績で勤務した年数とする。

- (1) 教員（又は教諭の職務を助ける職員）としての在職年数に含めることができる教育の職（施行規則第 6 9 条）
次に掲げる職務に従事した期間は、専修免許状又は一種免許状の授与を受けようとする場合で、最低在職年数を超える在職年数に含めることができる。
ア 校長又は副校長（在職した学校の種類を問わない。）
イ 教頭（在職した学校の種類を問わない。）
ウ 教育長
エ 指導主事又は社会教育主事
- (2) 教員（又は教諭の職務を助ける職員）としての在職年数に含めることができない期間（施行規則第 7 0 条）
次に掲げる期間は、教員（又は教諭の職務を助ける職員）としての在職年数に含めることができない。
ア 休職の期間
イ 引き続き 9 0 日以上 の 休暇又は休業の期間（ただし、産前及び産後の休暇の期間は在職年数に含めることができる。）
ウ 非常勤講師として勤務した期間

4 修得単位について

(1) 修得単位全般

基礎免許状（又は基礎資格 3）を取得後、大学において修得するほか、次に掲げる方法により修得した単位をもって替えることができる。（免許法別表第 3 備考第 6 号）

- ア 文部科学大臣の認定する講習（免許法認定講習）
イ 文部科学大臣の認定する大学の公開講座（免許法認定公開講座）
ウ 文部科学大臣の認定する通信教育（免許法認定通信教育）

(2) 教科に関する専門的事項に関する科目（P 6 0 ～ 6 1 の表に掲げる免許教科に応じた各科目）

修得すべき単位数	「農業」「工業」「商業」「水産」「商船」の教科	左記以外の教科
5 単位以下	1 以上の科目	2 以上の科目

※ 6

(3) 第二欄（各教科の指導法）、第三欄、第四欄及び第五欄に関する科目

修得すべき単位数	修得単位の内訳
3 単位以上	2 以上の事項を含み修得する
2 単位以下	1 以上の事項を含み修得する

※ 7

(4) 大学が独自に設定する科目

専修免許状に係る単位については、大学院の課程又は大学（短期大学を除く。）の専攻科の課程において修得するものとする。（免許法別表第 3 備考第 4 号）

専修免許状の授与を受ける場合は、第二欄又は第三欄、第四欄若しくは第五欄の科目等の単位を修得するものとする。（施行規則第 2 条の表備考第 1 4 号）

ただし、3 単位までは、第二欄（各教科の指導法に関する科目に限る。）又は第三欄、第四欄若しくは第五欄の科目等に準ずる科目の単位をもって、これに替えることができる。（施行規則第 1 6 条第 5 項）

※ 8

第5節 教育職員検定により隣接する学校種として高等学校教諭の免許状の授与を受ける方法

中学校教諭の普通免許状（二種免許状を除く。）を有する者は、この免許状を基礎免許状として、第20表の在職年数と単位の修得により教育職員検定に合格すると、高等学校教諭一種免許状の授与を受けることができます。

1 第20表（免許法別表第8）

免 許 状 の 種 類				高等学校教諭一種免許状
基 礎 免 許 状				中学校教諭普通免許状 （二種免許状を除く。） ※1
基礎免許状を取得後、中学校又は高等学校の教員（非常勤講師及び助教諭は除く。）として良好な成績で勤務した在職年数				3 年
教 科 及 び 教 諭 職	科 目		左 項 の 各 科 目 に 含 め る こ と が 必 要 な 事 項	最低修得単位数
	第二欄	教科及び教科の指導法に関する科目	各教科の指導法（情報通信技術の活用を含む。） ※2	2
	第四欄	道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目 ※3	生徒指導の理論及び方法	2
			教育相談（カウンセリングに関する基礎的な知識を含む。）の理論及び方法	
			進路指導及びキャリア教育の理論及び方法	
	小 計			4
第六欄	大学が独自に設定する科目	※4	8	
合 計 （基礎免許状を取得後、修得が必要な単位）				12

中学校教諭の普通免許状を有する者は、基礎免許状に相当する学校での在職年数に加えて高等学校での在職年数がある場合、第21表の在職年数と単位の修得により教育職員検定に合格すると、高等学校教諭一種免許状の授与を受けることができます。

2 第21表（施行規則第18条の2の表備考第4号）

免 許 状 の 種 類				高等学校教諭一種免許状	
基 礎 免 許 状				中学校教諭普通免許状 （二種免許状を除く。） ※1	
上記の在職年数に加え、平成28年4月1日以降に、高等学校の教員（非常勤講師及び助教諭は除く。）として良好な成績で勤務した在職年数				1 年	2 年
教 科 及 び 教 諭 職	科 目		左 項 の 各 科 目 に 含 め る こ と が 必 要 な 事 項	最 低 修 得 単 位 数	
	第二欄	教科及び教科の指導法に関する科目	各教科の指導法（情報通信技術の活用を含む。） ※2	1	1
	第四欄	道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目 ※3	生徒指導の理論及び方法	2	1
			教育相談（カウンセリングに関する基礎的な知識を含む。）の理論及び方法		
			進路指導及びキャリア教育の理論及び方法		
	小 計			3	2
第六欄	大学が独自に設定する科目	※4	6	4	
合 計 （基礎免許状を取得後、修得が必要な単位）				9	6

3 免許教科の対応について

中学校教諭普通免許状を有する者が高等学校教諭一種免許状の授与を受けようとする場合の免許状に係る教科については、次表のとおりとする。(施行規則第18条の3第1項) ※1

受けようとする高等学校教諭一種免許状の教科	有している中学校教諭の普通免許状（二種免許状を除く。）の教科
国語	国語
地理歴史 又は 公民	社会
数学	数学
理科	理科
音楽	音楽
美術	美術
保健体育	保健体育
保健	保健
工業 又は 情報	技術
家庭	家庭
外国語（英語その他外国語ごとに応ずる。）	外国語（英語その他外国語ごとに応ずる。）
宗教	宗教

4 在職年数の算定について

在職年数は、基礎免許状を取得後、中学校（義務教育学校の後期課程、中等教育学校の前期課程及び特別支援学校の中学部を含む。）又は高等学校（中等教育学校の後期課程、及び特別支援学校の高等部を含む。）において、次に掲げる職名により良好な成績で勤務した年数とする。また、令和4年7月1日より前の勤務経験も算入可能とする。

ア 主幹教諭（養護又は栄養の指導及び管理をつかさどる主幹教諭を除く。）

イ 指導教諭

ウ 教諭、保育教諭又は講師（臨時免許状の講師も含む。）

また、第21表を適用する場合の在職年数は、上記の在職年数に加え、平成28年4月1日以降に高等学校（中等教育学校の後期課程及び特別支援学校の高等部を含む。）において、上記ア～ウの職名により良好な成績で勤務した年数とする。

ただし、次に掲げる期間は、在職年数に含めることができない。(施行規則第70条)

(1) 休職の期間

(2) 引き続き90日以上 の休暇又は休業の期間（ただし、産前及び産後の休暇の期間は在職年数に含めることができる。）

(3) 非常勤講師として勤務した期間

5 修得単位について

(1) 修得単位全般

基礎免許状を取得後、大学において修得するほか、次に掲げる方法により修得した単位をもって替えることができる。(免許法別表第3備考第6号)

ア 文部科学大臣の認定する講習（免許法認定講習）

イ 文部科学大臣の認定する大学の公開講座（免許法認定公開講座）

ウ 文部科学大臣の認定する通信教育（免許法認定通信教育）

(2) 教科及び教職に関する科目

ア 各教科の指導法について

それぞれ受けようとする免許教科ごとに修得するものとする。(施行規則第18条の2の表備考第2号) ※2

イ 道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目（道徳の理論及び指導法を除く。）について

全ての事項を含み修得するものとする。※3

(3) 大学が独自に設定する科目

第二欄又は第三欄、第四欄若しくは第五欄の科目等の単位を修得するものとする。

(施行規則第2条の表備考第14号)

ただし、地理歴史、公民、情報、工業の教科の免許状を受けようとする場合、P70の表のとおり教科に関する専門的事項に関する科目の単位を修得するものとする。(施行規則第18条の2の表備考第3号) ※4

施行規則第18条の2の表備考第3号に定める修得方法

地 理 歴 史		公 民		情 報	
・ 日本史 ・ 外国史 ・ 人文地理学・自然地理学 ・ 地誌	1 以上の科目について 1 単位以上	・ 「法律学（国際法を含む。）、政治学（国際政治を含む。）」 ・ 「社会学、経済学（国際経済を含む。）」 ・ 「哲学、倫理学、宗教学、心理学」	1 以上の科目について 1 単位以上	・ 情報システム ・ 情報通信ネットワーク ・ マルチメディア表現・マルチメディア技術	1 単位以上 1 単位以上 1 単位以上

工 業	
・ 工業の関係科目	2 単位以上
・ 職業指導	2 単位以上